

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第43回本部員会議 次第

日 時：令和3年8月6日(金)
11時00分～11時30分
場 所：危機管理センター
災害対策本部室

あいさつ

議 題

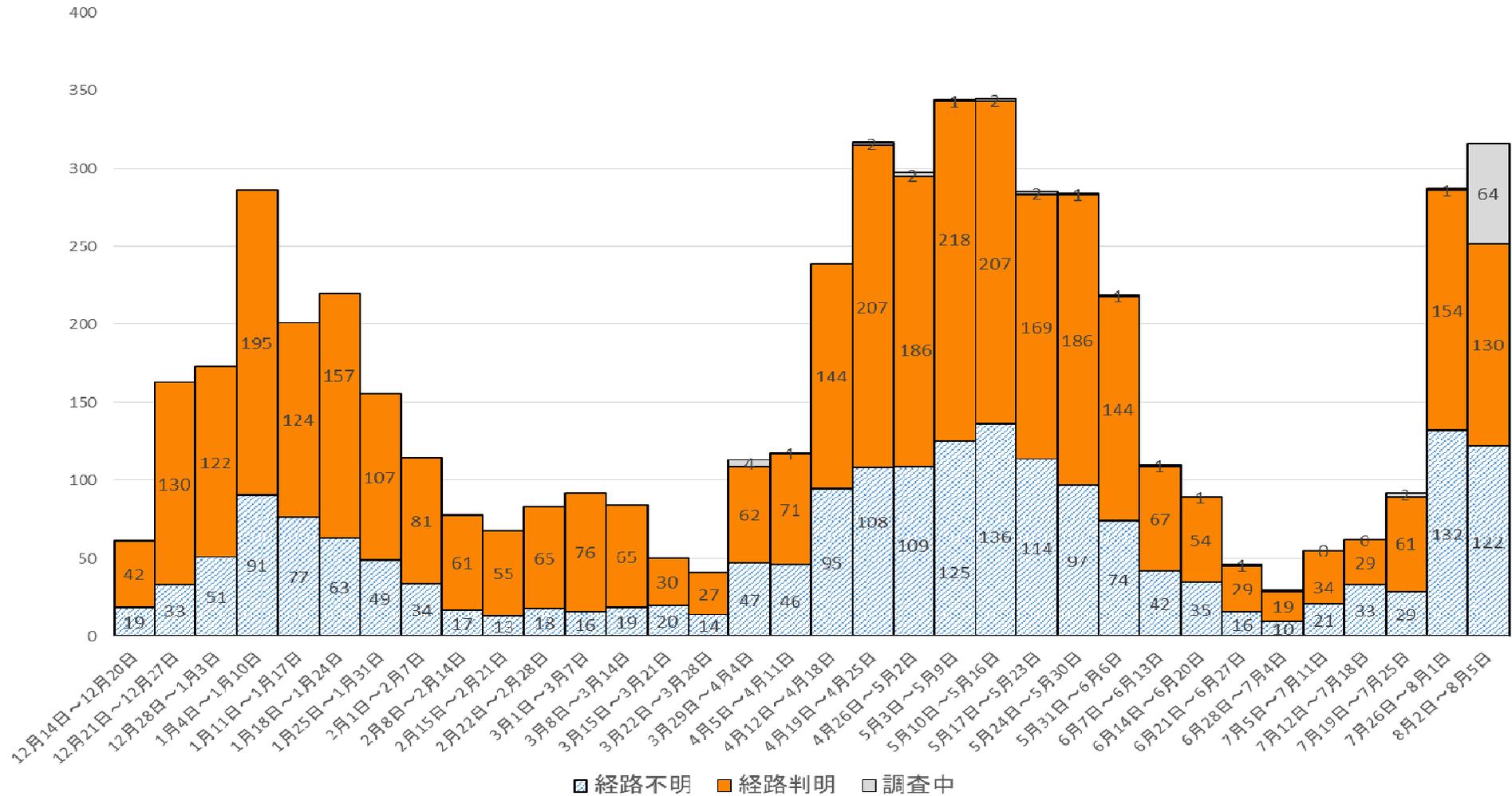
- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県内の感染動向等について
- (2) 「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージ判断と対応について
- (3) 新型コロナウイルスワクチン接種の推進について
- (4) その他

新型コロナウイルス感染症にかかる 県内の感染動向等について

県内の感染動向について(8/5現在)

1)①流行曲線(公表日別)

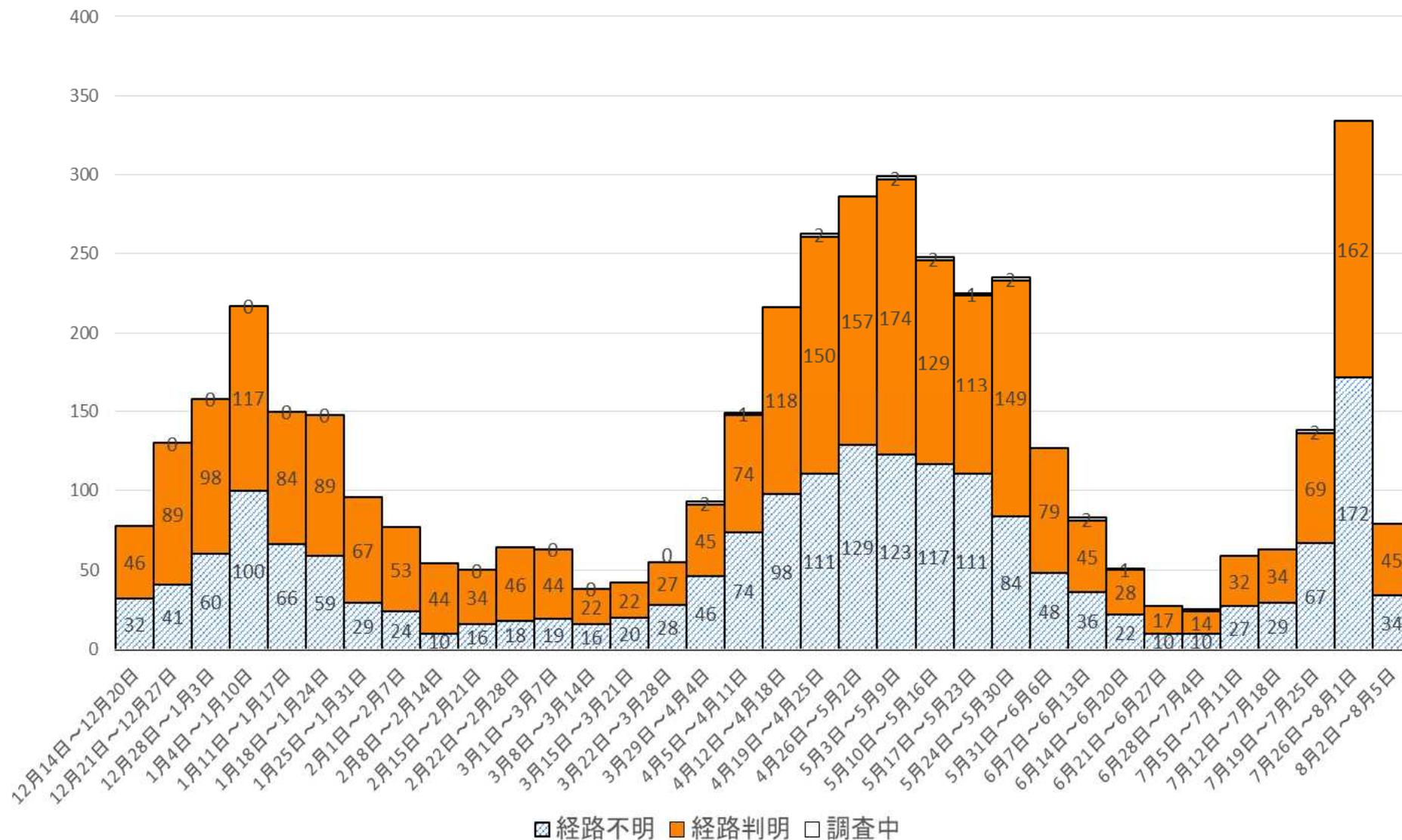
新型コロナウイルス感染症の流行曲線(公表日別)
8/5 18:00時点(週ベース)



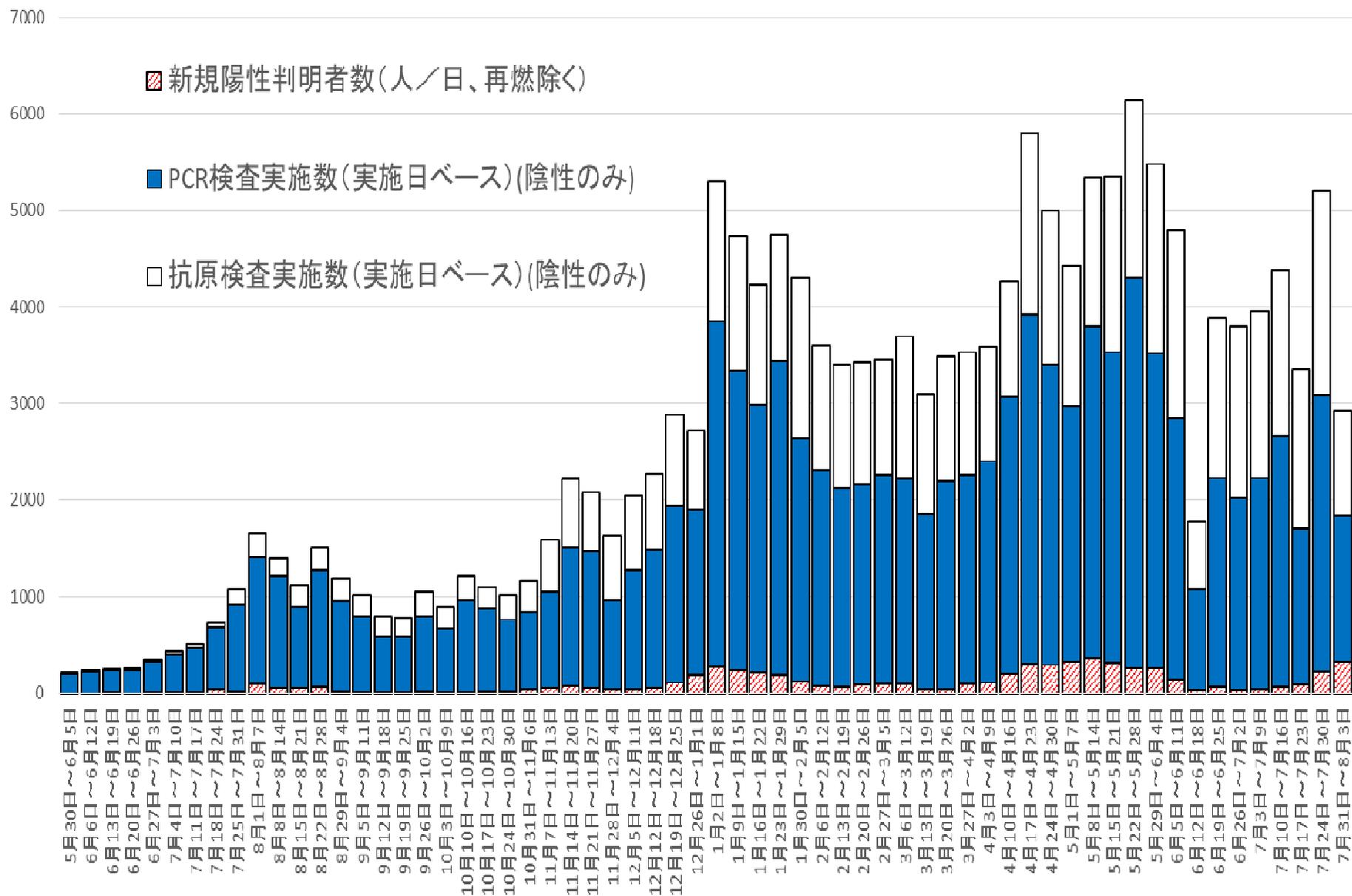
流行曲線：感染症の流行を経時的に観察し、流行の特徴を把握することができます。

②流行曲線(発症日別)(8月5日現在)

新型コロナウイルス感染症の流行曲線(発症日別)
(無症状者は除く)8/5 18:00現在(週ベース)



2)PCR等検査の状況(陰性確認を除く)

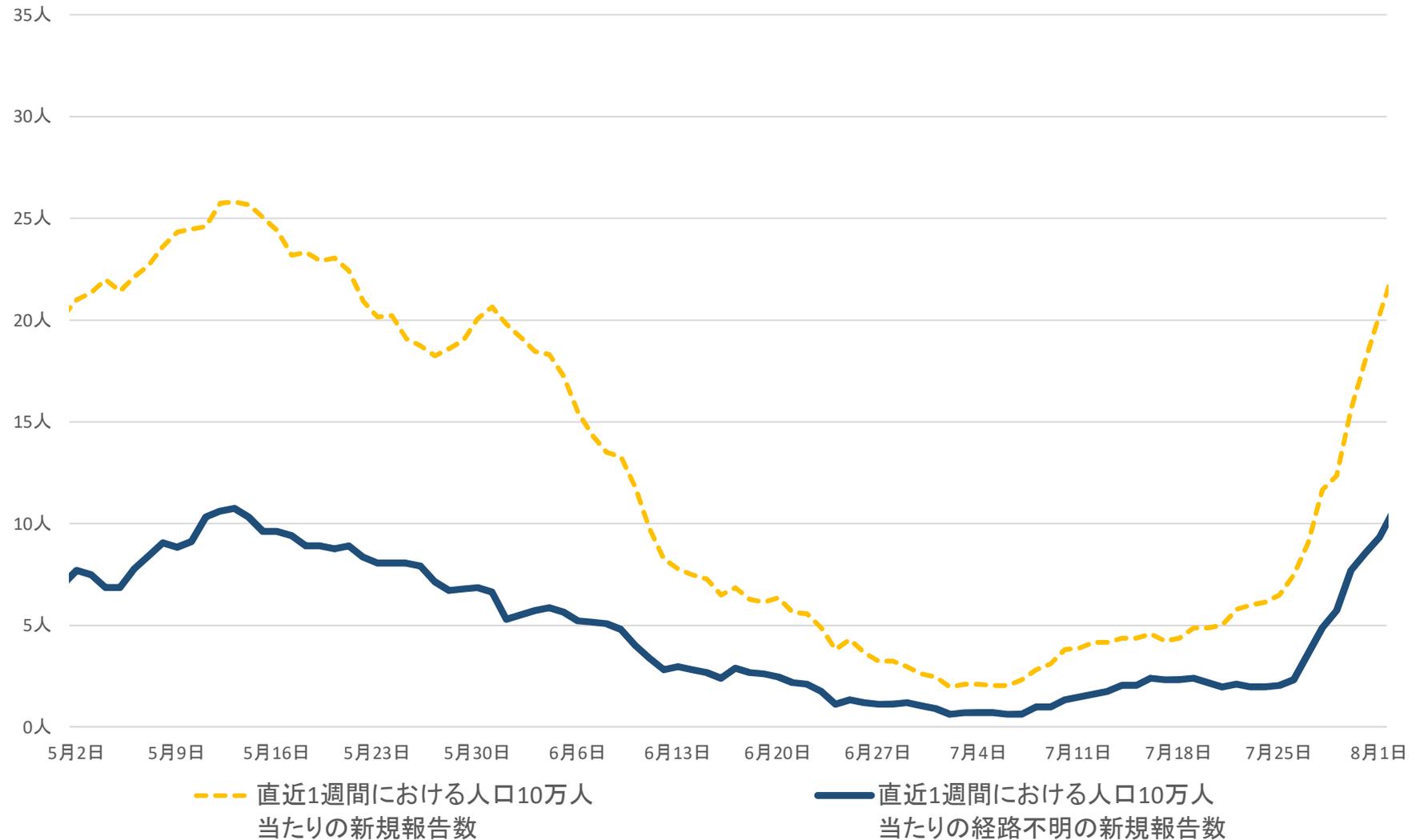


3)陽性率(7日間移動平均)



- 陽性率の7日間の移動平均（その日までの7日間の平均）を見ると、8月3日現在の陽性率は7.0%でした。

4) 経路不明の新規報告者数の推移



5) 県内の病床数および宿泊療養施設の状況

	県内 病床数					県内 宿泊療養 部屋数					
		入院者数	空床数		療養者数		清掃・修理待ち	空数			
			県内発生	その他					県内発生	その他	
総数	372	242	232	10	130	677	257	252	5	85	335

6) 県内の陽性者発生状況

項目	陽性者数累計	現在 陽性者数							退院等	死亡
			入院中	入院予定等			宿泊 療養			
				重症	中等症	軽症				
PCR検査数 (うち行政検査分 (うちその他検査分	116,273 35,452 80,821)	558	232	2	38	192	74	252	5,731	94
(うちPCR検査判明分 (うち抗原検査判明分	6,383 4,715 1,668)									
抗原検査数	58,350									

重症：人工呼吸器またはECMO(体外式膜型人工肺)が必要

中等症：酸素投与が必要または摂食不可能

軽症：無症状または酸素不要、摂食可能

7) その他県内の感染状況

①病床のひっ迫具合	最大確保病床の占有率※1	65.1%	②人口10万人当たりの全療養者数	40.5人
	うち重症者用病床の最大確保病床の占有率※2	3.8%	③直近1週間のPCR等陽性率※3	7.0%
			④直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	32.9人
	【入院率】(現在の陽性者累計に占める入院者の割合) ※5	41.6%(参考値)	⑤直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	多い
			⑥直近1週間における感染経路不明割合	40.2%

※1 最大確保病床の数(372床)に対する割合

※2 最大確保病床の数(52床)に対する割合

※3 検査実施日ごとの件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率

※4 直近一週間の陽性者数が先週と比較して多いか少ないか記載

※5 入院が必要な新規患者は発生届が届け出られた翌日までに入院できている等、入院率を適用する条件に当てはまらないため、参考値として記載

重症者数	重症者以外のICU(集中治療室)利用者数	重症者用病床の現時点の確保病床数	新規感染経路不明者(直近1週間分)	PCR等検査数(直近1週間分)
2人	0人	52床	187人	5,204件

8) その他の県内の感染動向

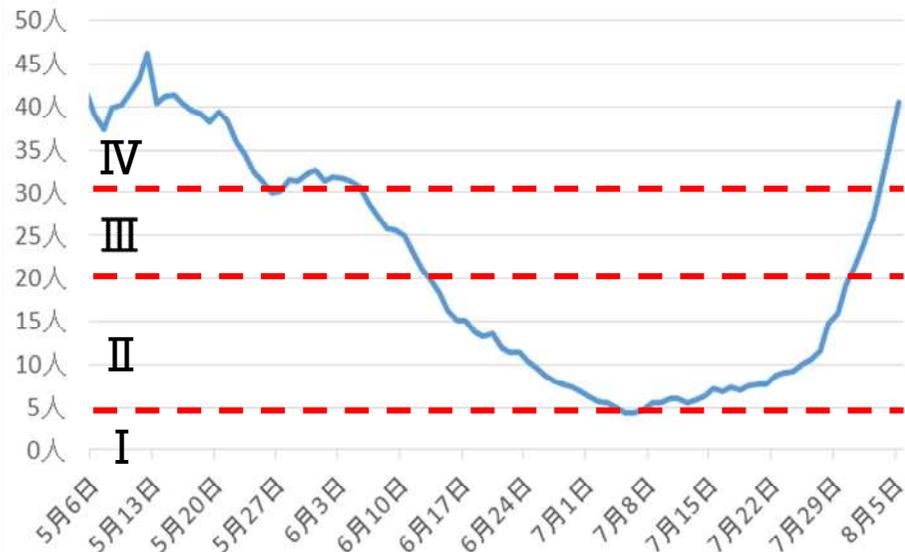
最大確保病床の占有率



重症者用病床の最大確保病床の占有率



人口10万人当たりの全療養者数



直近1週間における人口10万人
当たりの新規報告数



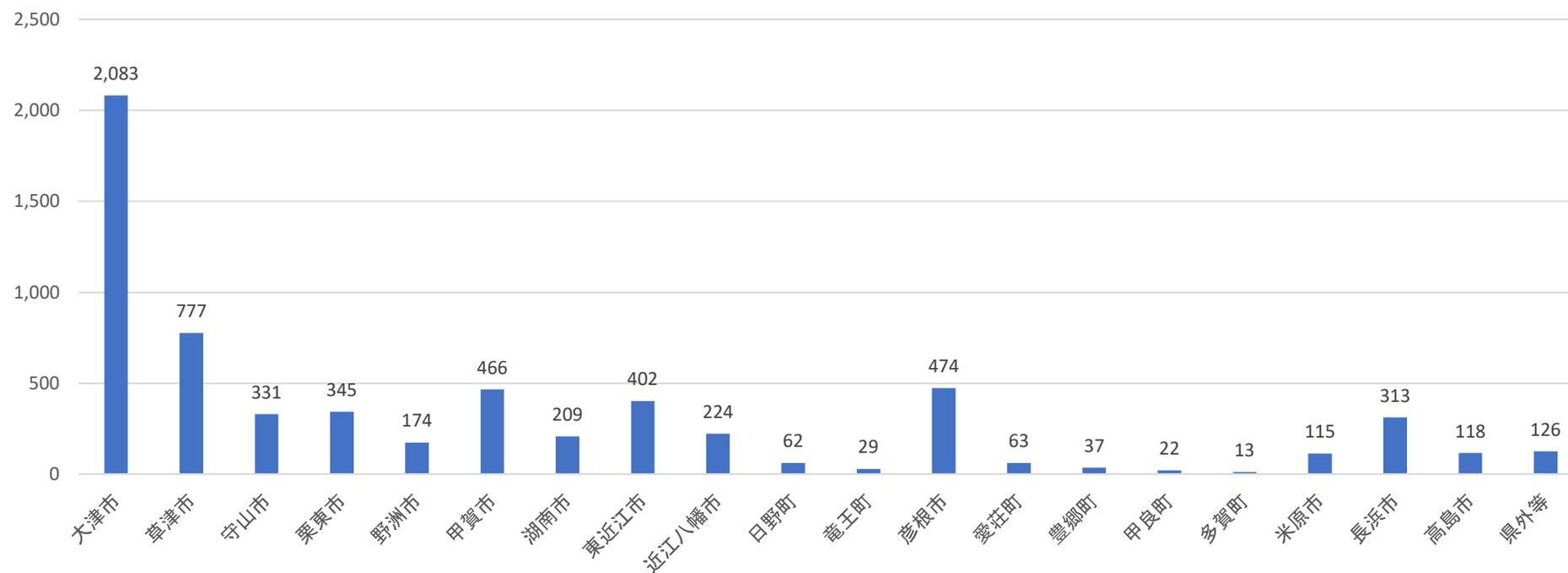
感染経路不明割合



9)性別陽性者数

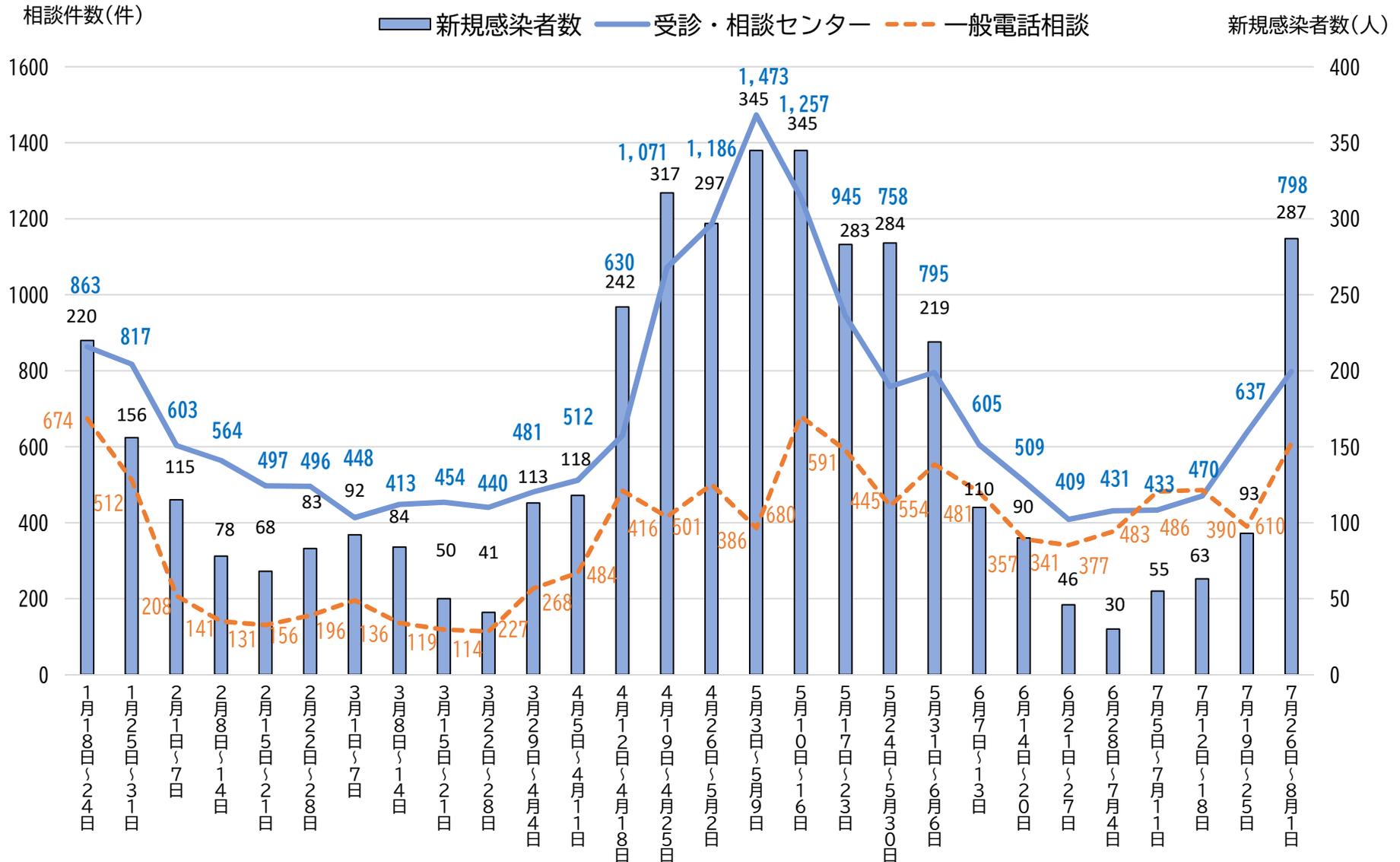
性別	陽性患者数
男性	3,352
女性	2,734
非公表(10歳未満)	297
計	6,383

10)市町別陽性者数



11) 相談体制について

相談件数と新規感染者数（週計）



12)4月以降に発生したクラスターの状況

公表名	陽性者数	始期	公表名	陽性者数	始期
事業所⑧	6	4月8日	飲食店⑪	5	5月10日
会食⑥	6	4月13日	飲食店⑫	11	5月11日
学校⑥	7	4月7日	飲食店⑬	9	5月6日
学校⑦	11	4月15日	会食⑨	5	5月17日
事業所⑨	8	4月13日	介護関連事業所⑬	15	5月19日
飲食店⑦	5	4月15日	保育関連施設⑤	5	5月19日
学校⑧	15	4月21日	会食⑩	4	5月18日
医療機関⑪	13	4月14日	事業所⑯	41	5月26日
事業所⑩	5	4月21日	飲食店⑭	13	5月24日
事業所⑪	5	4月23日	集会①	11	5月20日
飲食店⑧	7	4月24日	飲食店⑮	6	5月27日
事業所⑫	8	4月23日	飲食店⑯	5	5月23日
事業所⑬	20	4月22日	飲食店⑰	8	6月3日
飲食店⑨	6	4月27日	医療機関⑬	22	6月3日
学校⑨	18	4月26日	飲食店⑱	7	6月1日
会食⑦	6	4月28日	学校⑪	6	5月29日
学校⑩	8	4月24日	医療機関⑭	12	6月14日
障害福祉関連事業所②	24	5月2日	学校⑫	9	6月1日
事業所⑭	16	5月1日	事業所⑰	6	7月3日
医療機関⑫	6	5月3日	会食⑪	5	7月17日
飲食店⑩	4	5月11日	学校⑬	16	7月20日
会食⑧	7	5月11日	保育関連施設⑥	7	7月29日

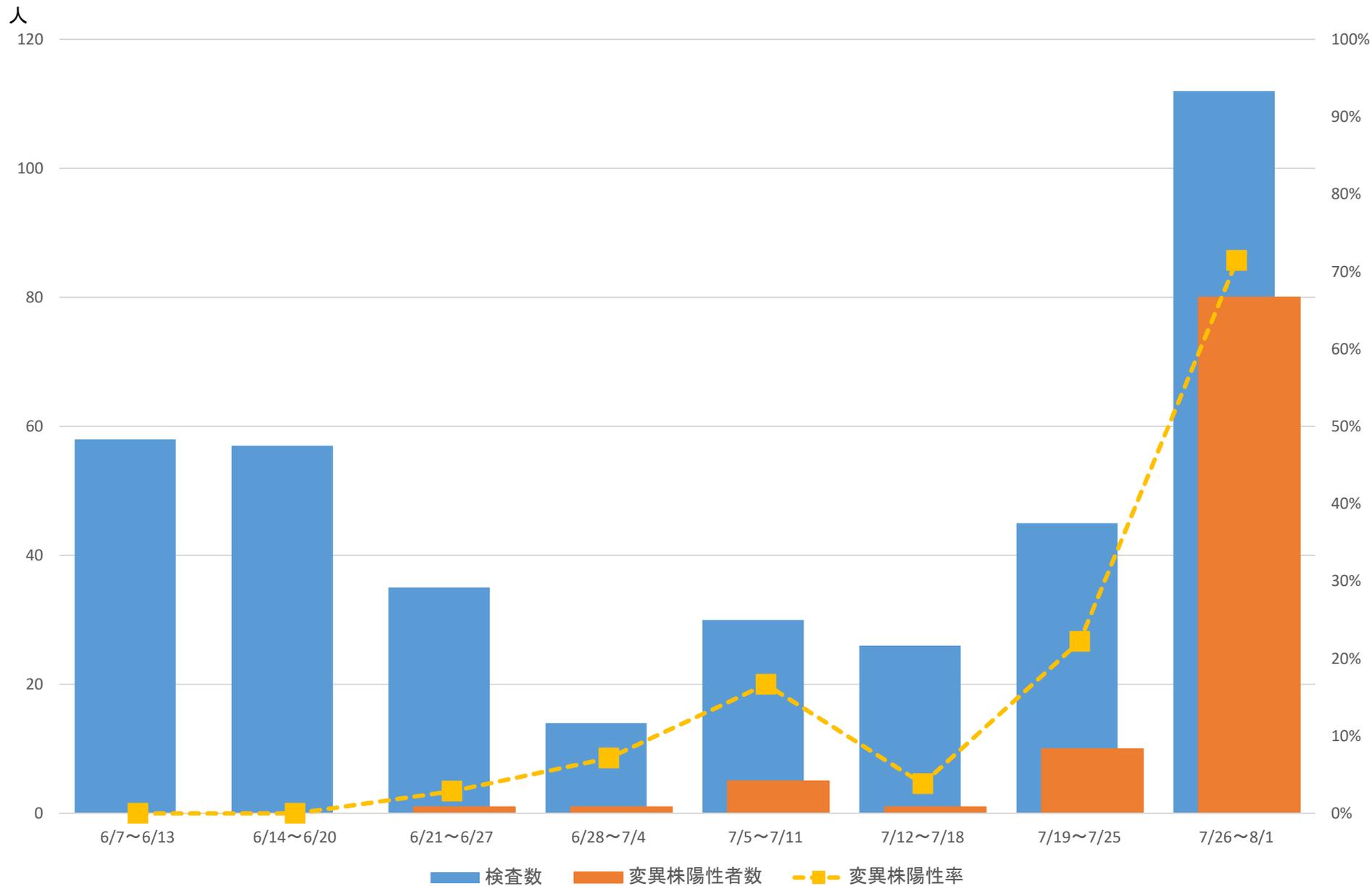
※県内において確認された陽性者数

13)変異株の発生状況

①変異株に関する検査状況

検査実施月	変異株PCR検査の検査件数	変異株PCR検査の陽性件数	変異株PCR検査の陽性者率
	L452R	L452R	L452R
6月	244件	0件	0.0%
7月	181件	45件	24.9%
8月	58件	42件	72.4%
計	483件	87件	18.0%

滋賀県 L452R陽性者数・陽性率の推移(6/7~8/1) 週別・公表日

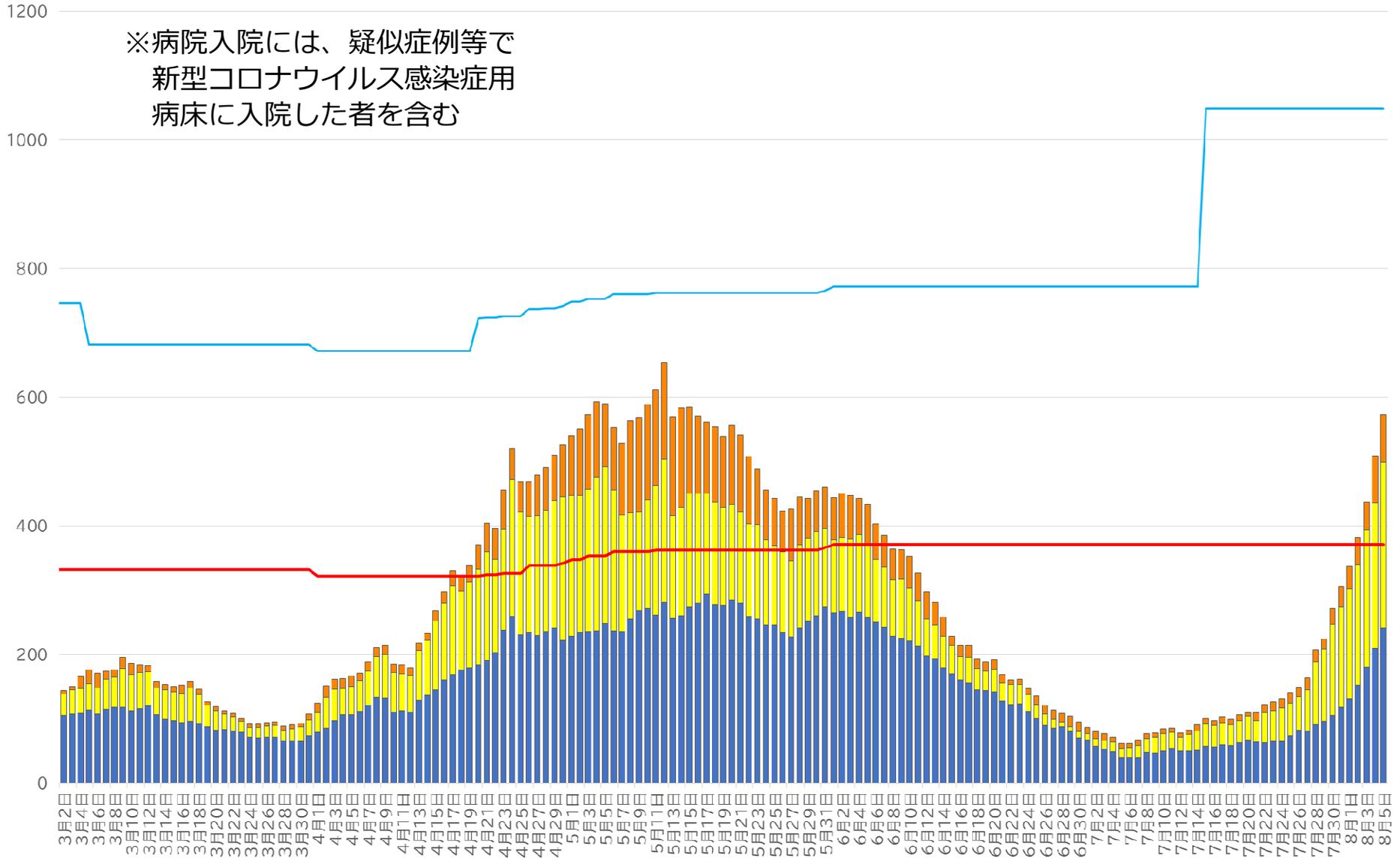


※8月5日時点

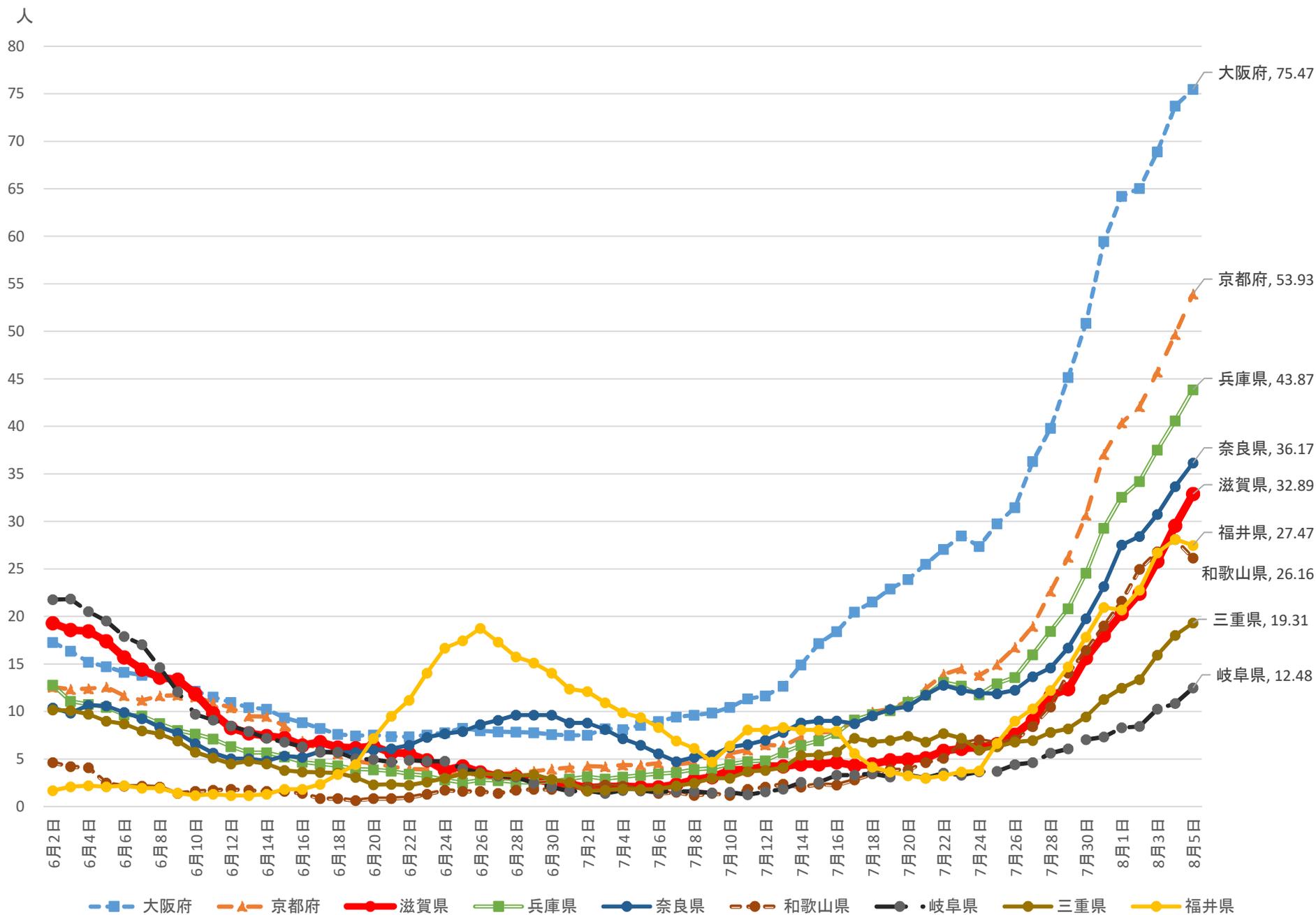
入院医療体制について

■ 入院者数… ■ 宿泊療養者数… ■ 入院予定者数等(人) — 病床数+宿泊療養部屋数 — 病床数(床)

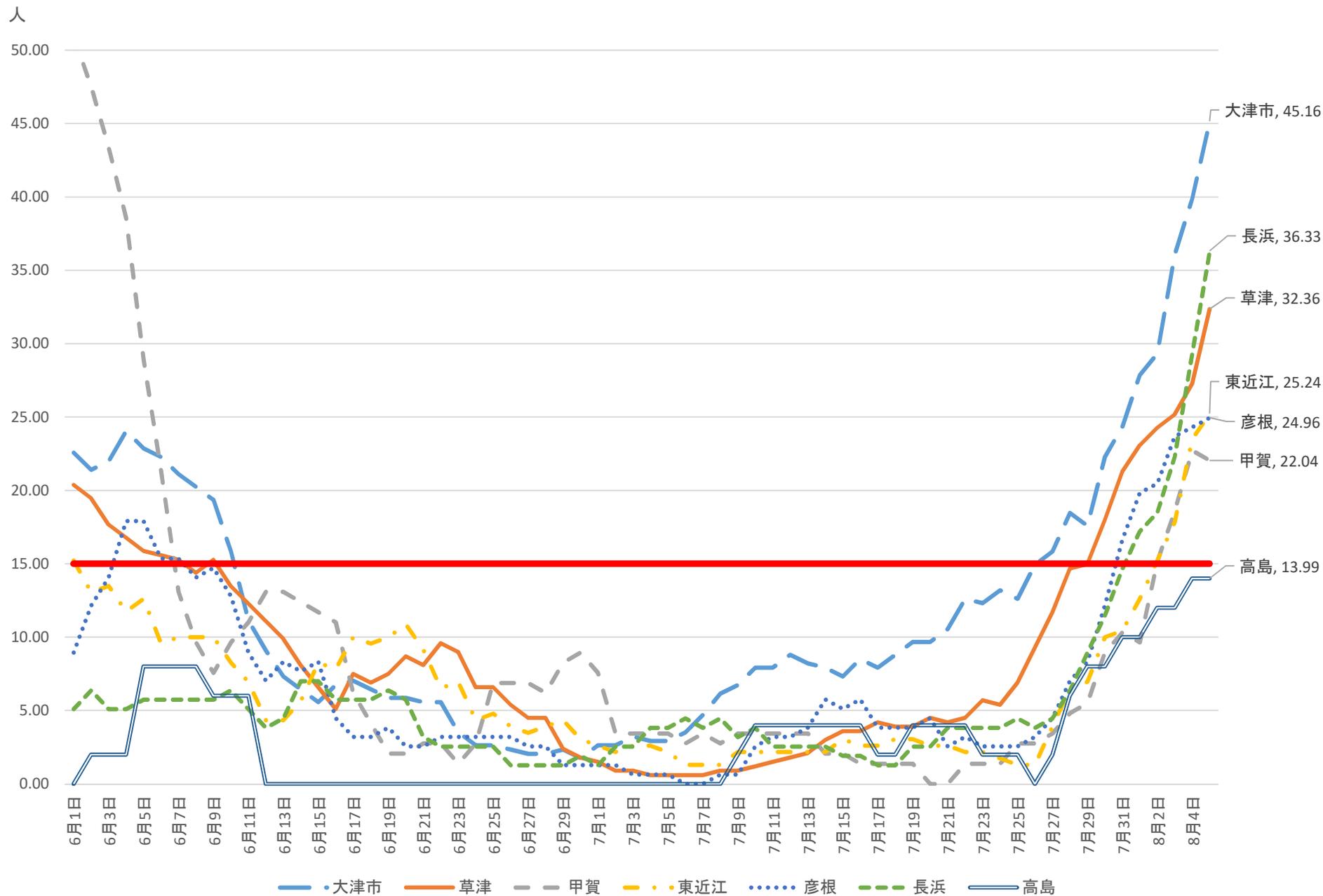
※病院入院には、疑似症例等で
 新型コロナウイルス感染症用
 病床に入院した者を含む



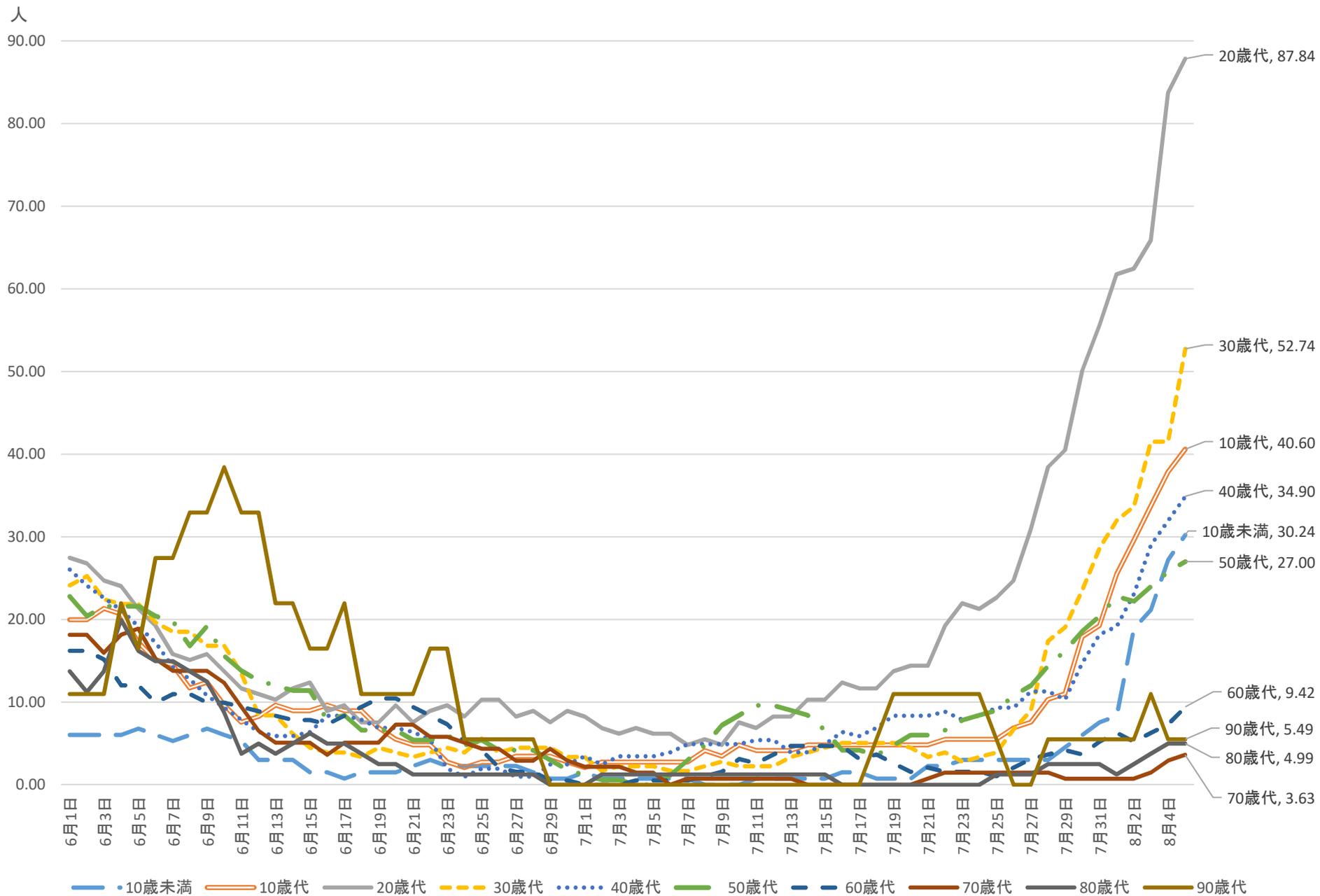
近隣府県の10万人当たりの新規感染者数の推移(直近7日間の累計患者数)(6/1-8/5)



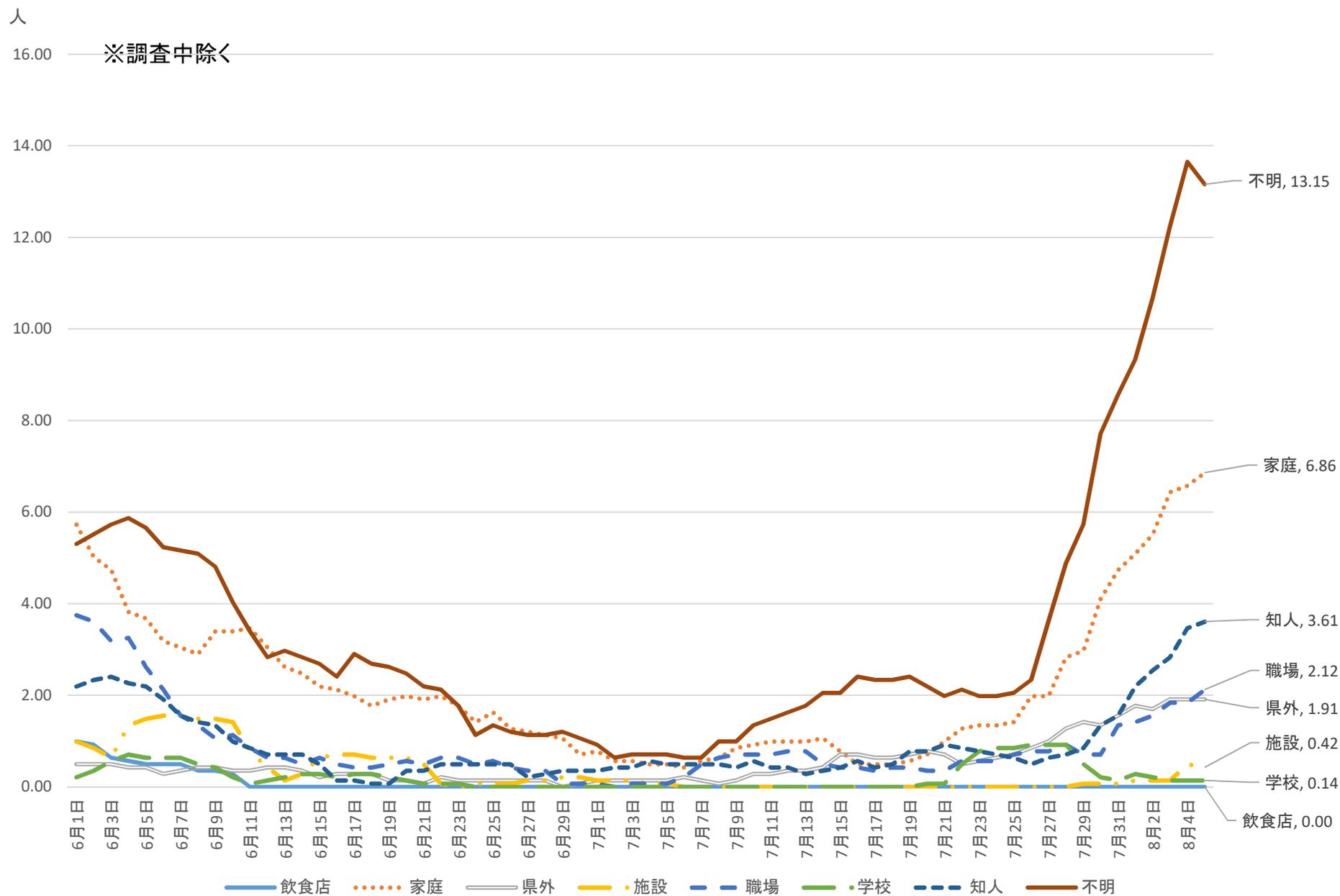
保健所別10万人あたりの新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/5)日別・公表日



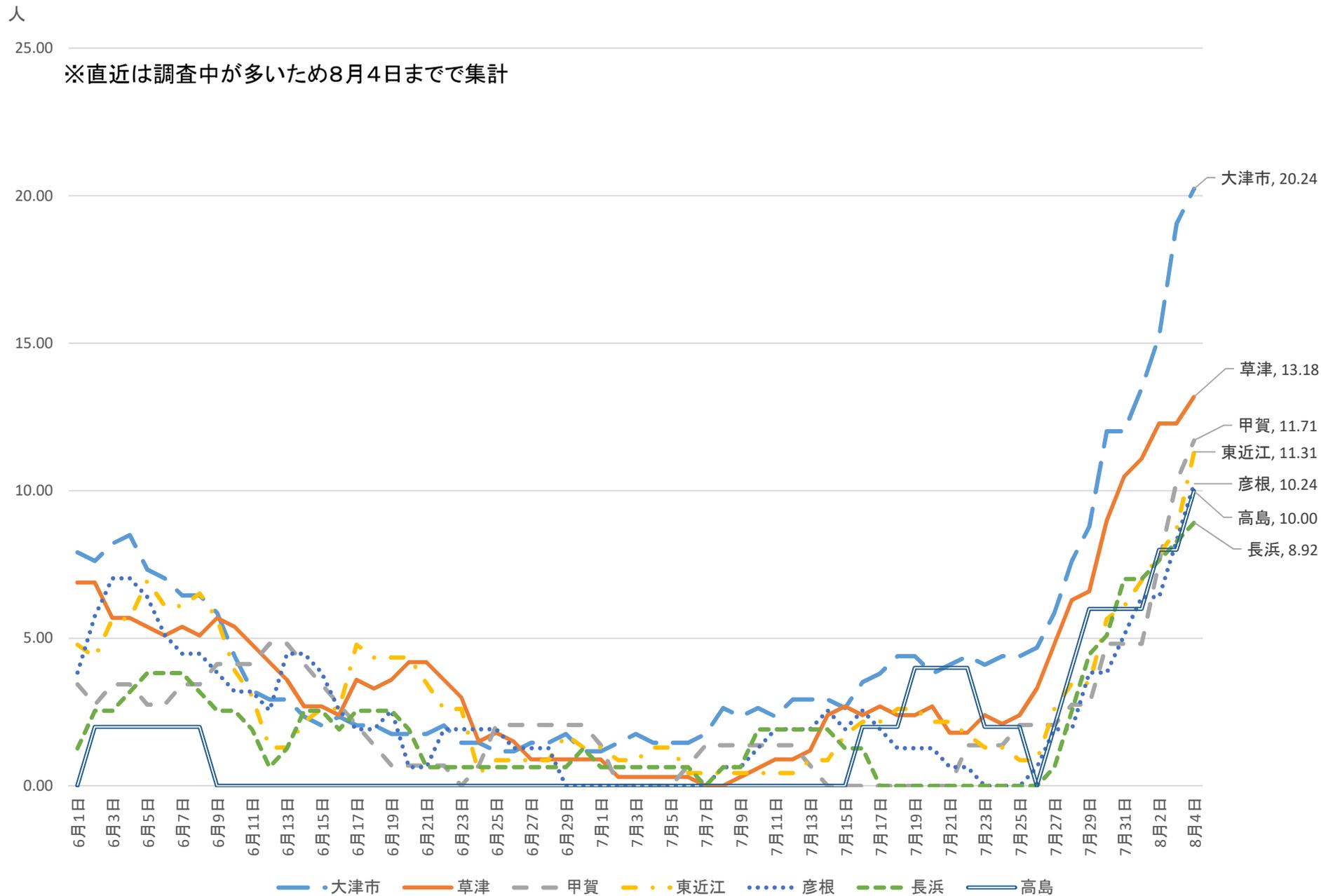
滋賀県 年代別10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/5) 日別・公表日



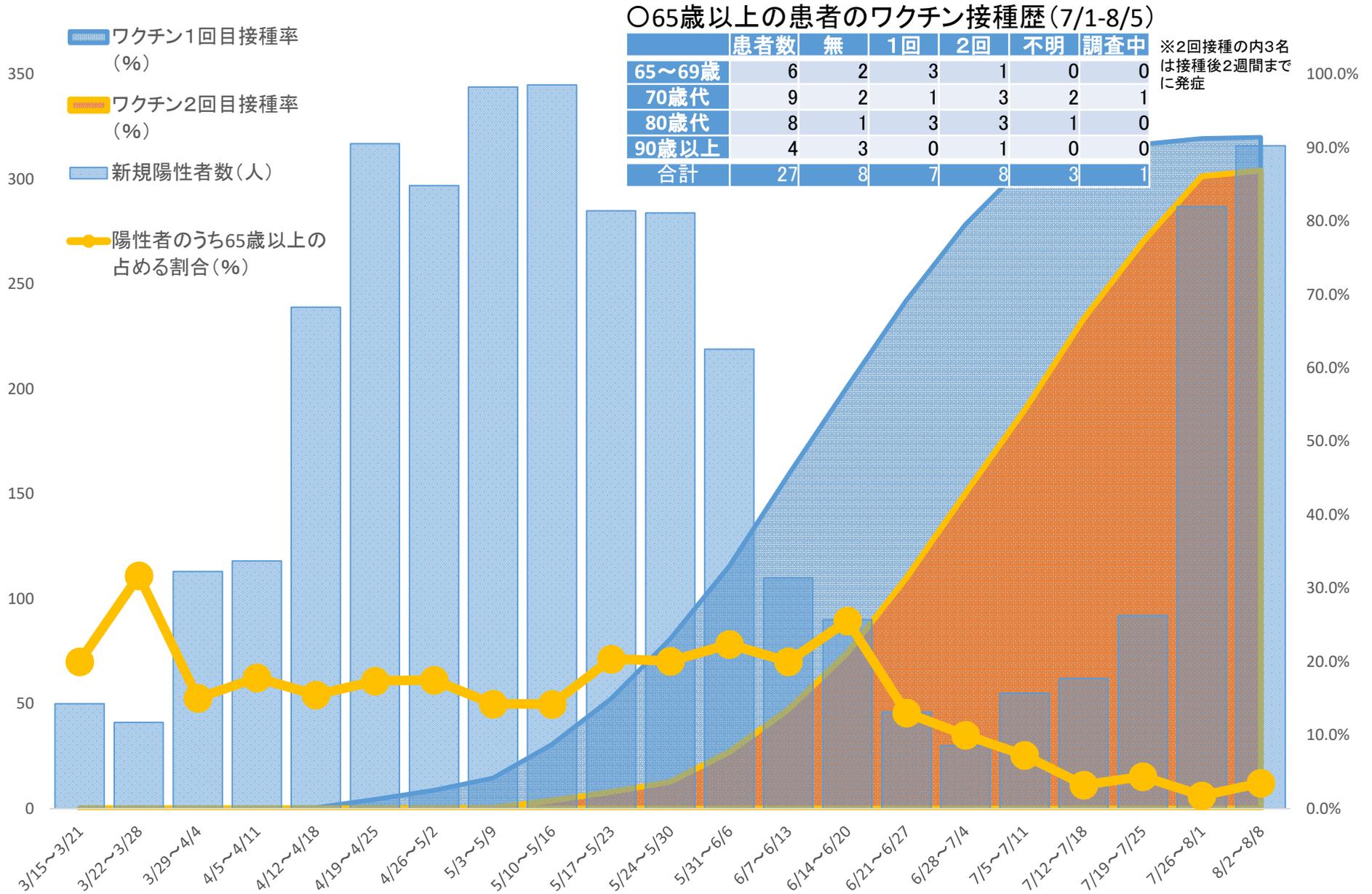
滋賀県 感染経路別の10万人あたり新規陽性者数推移(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/5) 日別・公表日



保健所別10万人あたりの感染経路不明の新規感染者数(直近7日間の累計患者数) (6/1~8/4)日別・公表日



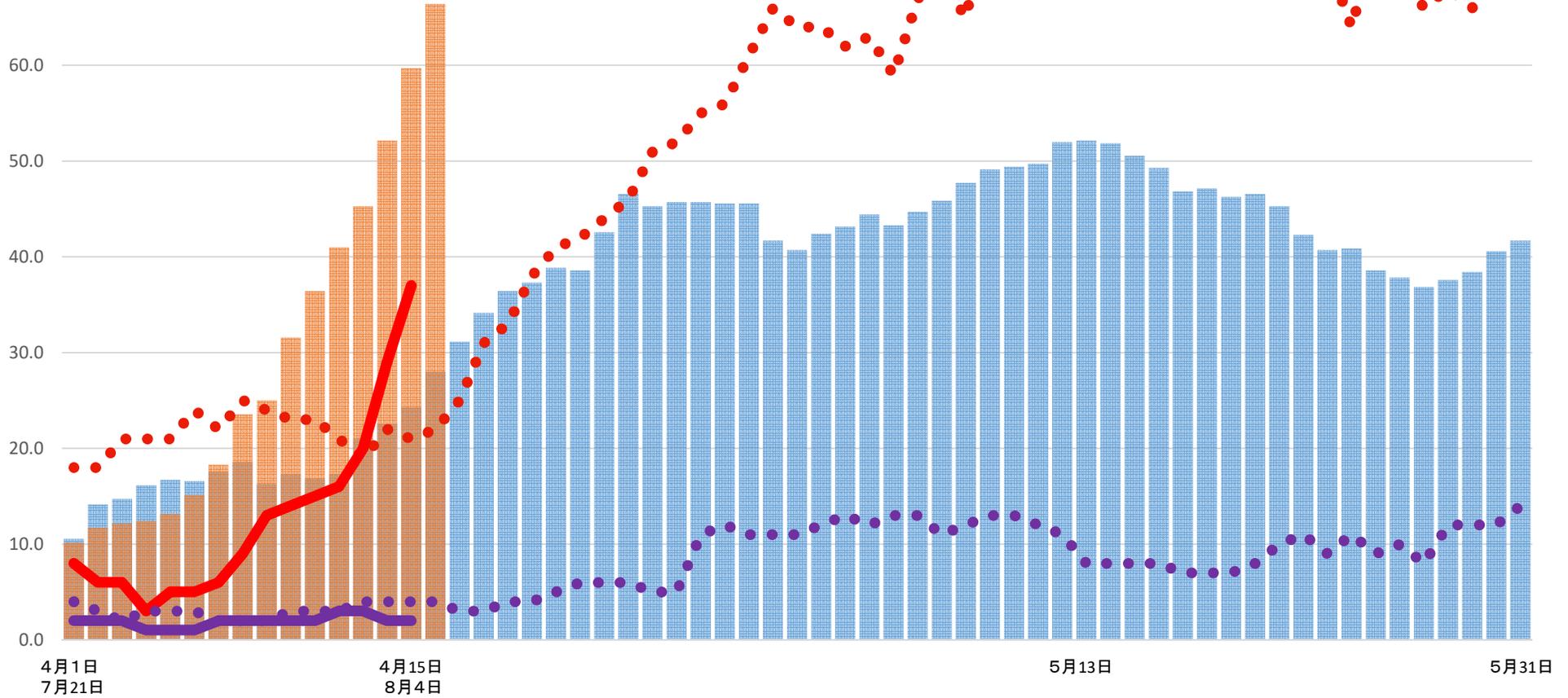
滋賀県 新規陽性者数と高齢者(65歳以上)割合とワクチン接種率の推移(週別・公表日)



ワクチン接種状況は「政府CIOポータル」より入手(感染者数は8/5時点)

滋賀県 重症度別第4波との比較

人	年代	第4波			第5波※8/4時点		
		感染者数(a)	中等症(b)	割合(b/a)	感染者数(a)	中等症(b)	割合(b/a)
90.0	10歳未満	120	3	2.5%	39	0	0.0%
	10歳代	299	2	0.7%	98	1	1.0%
80.0	20歳代	562	5	0.9%	234	4	1.7%
	30歳代	378	21	5.6%	131	7	5.3%
	40歳代	461	65	14.1%	135	13	9.6%
	50歳代	391	94	24.0%	107	18	16.8%
70.0	60-64歳	136	36	26.5%	33	6	18.2%
	65歳以上	502	220	43.8%	29	13	44.8%



4月1日
7月21日

4月15日
8月4日

5月13日

5月31日

- 第4波新規陽性者数7日間移動平均
- 第5波新規陽性者数7日間移動平均
- 第4波 中等症
- 第5波中等症
- 第4波 重症
- 第5波 重症

※人口10万人あたりの新規陽性者数が5人を超えた日を起点として比較
重症度別の人数は、コントロールセンター通信の数値を利用
表については、第4波は4/1～6/30、第5波は7/1以降で集計

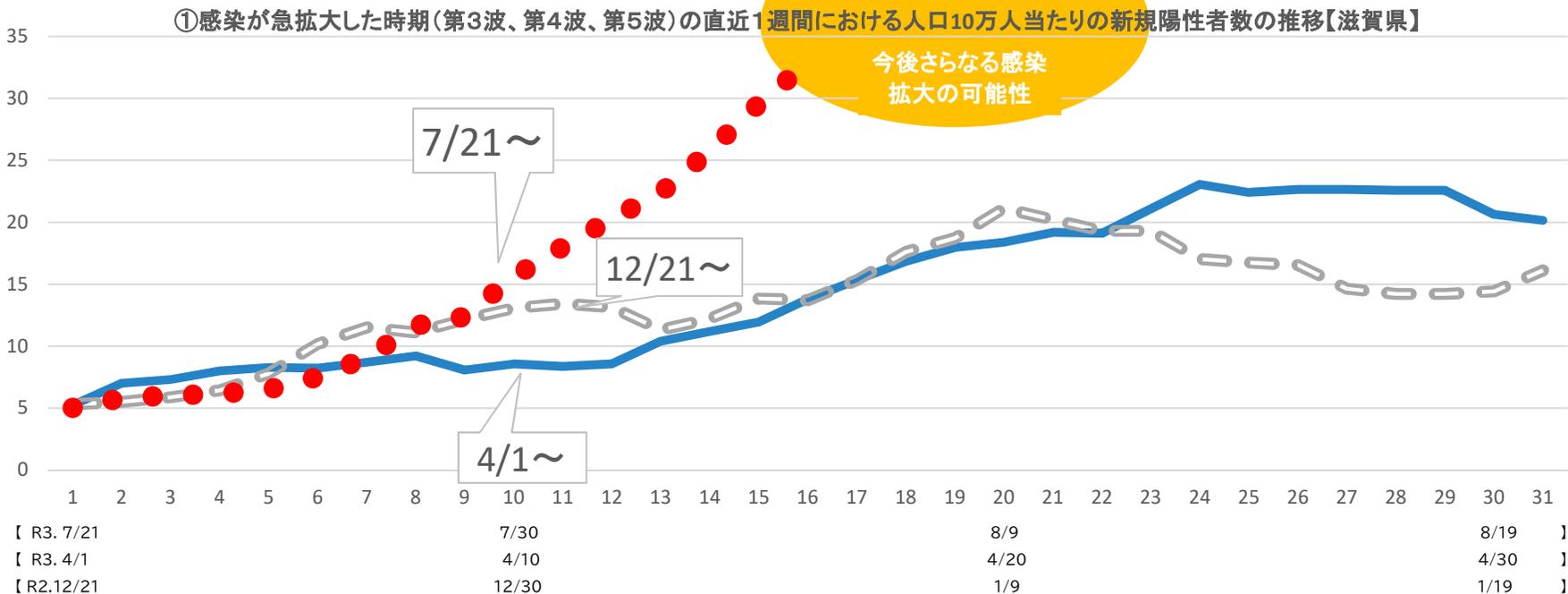
評価

- 全ての近隣府県で4連休後に新規感染者数が急増しています。京都府では1日の新規感染者数が過去最多を更新しており、今後さらに増加する可能性があります。
- 本県においても4連休後に新規感染者数が急増しており、8月4日には初めて100人を超え103人となりました。8月2日にステージIIからステージIIIに引き上げましたが、その後すぐに「病床使用率」、「人口10万人あたりの全療養者数」、「直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数」がステージIVの基準を超過しました。これからお盆の時期を迎えるため、更なる感染拡大が危惧されます。
- 20歳代の感染者数が多く、感染経路不明の患者と共に急増しています。今後さらに市中感染が進むと感染経路不明者の増加が続くことが予測されます。
- 8月に入り保育関連施設でクラスターが発生しましたが、新規感染者数における割合としては数%で、発生動向に大きな影響は与えていません。
- 今後のさらなる感染拡大を防ぐために、普段からの手洗い、マスクの着用や密の回避など基本的な感染対策の徹底が必要です。また、お盆の帰省に向けては、居住地や帰省先の流行状況を確認し、帰省時期をずらすなど慎重な判断が必要です。
- デルタ株の確定例が確認されています。L452R変異株の検出率も増加しており、感染速度が速いと言われていることから今後の拡大する可能性があります。流行状況を注視していく必要があります。
- 65歳以上については、ワクチン接種が進み新規感染者数に占める割合が低下しています。感染者数が減少しているため重症者数も減少していますが、今後の感染動向と併せて見ていく必要があります。

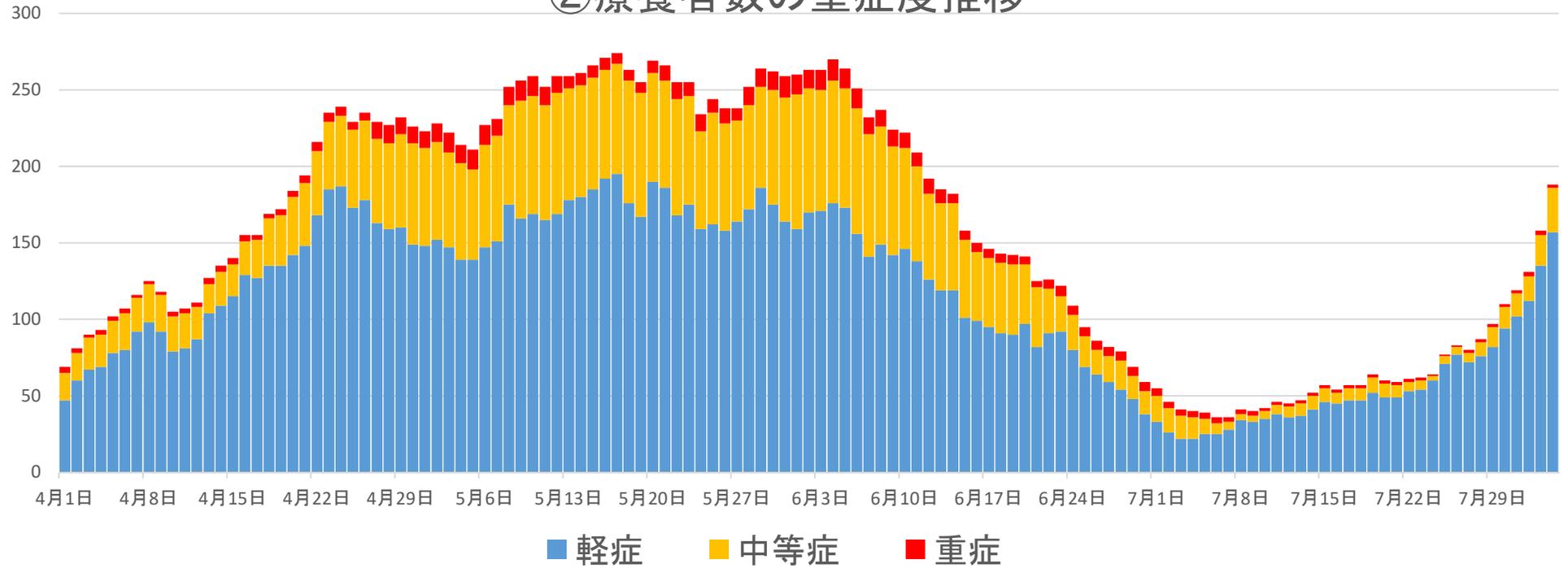
7月以降の医療提供体制について

本県におけるこれまでの波と比較して、現在の感染拡大の医療面における主な特徴として以下の点が挙げられる。

- ①感染拡大の速度が速く、規模が大きくなる可能性が高いため、一般病床使用率の更なる上昇が想定される。
- ②現時点では、陽性者のうち重症者が比較的少なく、これまでより宿泊療養者の割合が増加。
- ③症状悪化による病院への転院事例は一定の割合で認められるため、転院を想定したベッドコントロールが必要。

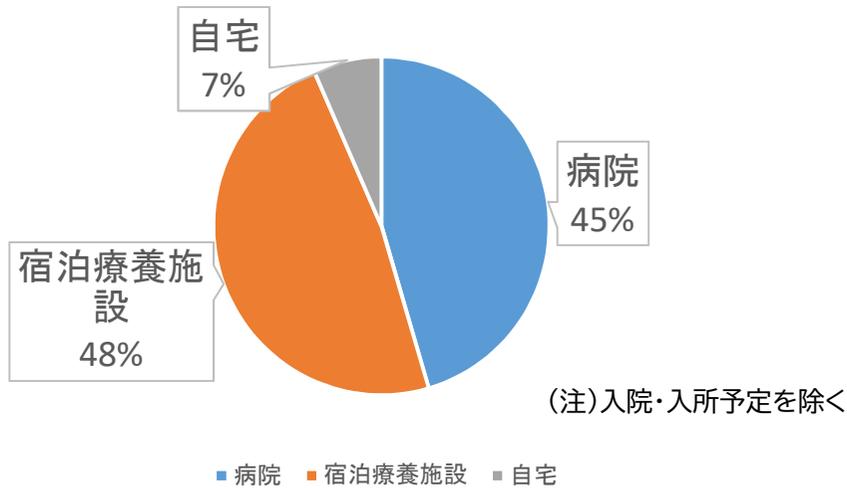


②療養者数の重症度推移

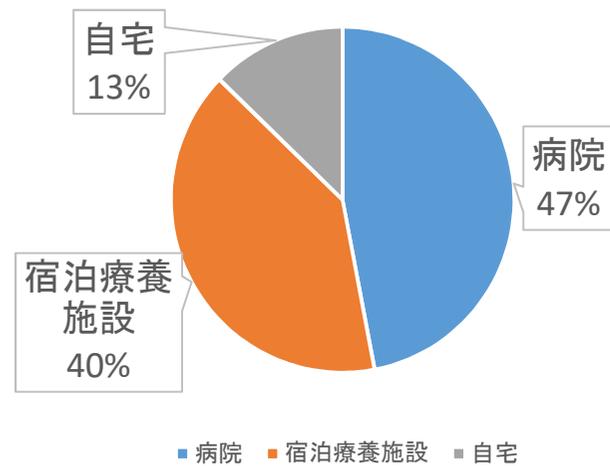


③療養先の割合

7月以降の療養先(8/4現在)



第4波における療養先



医療体制の非常事態における対応

- 連日の新規陽性者数の増加を受け、8月4日より「病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者への臨時的な取扱い」により、医療資源を重症者・リスクの高い方に重点化し、宿泊療養施設の更なる活用を行っているが、病床の逼迫度が上昇している状況。

医療体制非常事態（8月5日現在）

最大確保病床の占有率	65.1%
重症者病床の占有率	3.8%
宿泊療養施設の占有率	38.0%

緊急的な患者対応に移行

- ① 4月に医療機関に対して緊急的に要請した増床分の維持を依頼済み。
- ② 常駐の看護師等の増員により宿泊療養施設における健康管理体制を強化。療養者の症状悪化時には医師の判断により必要に応じて(酸素療法や投薬等の)医療行為を実施。
- ③ 自宅療養者が増加した場合であっても、宿泊療養施設と同様に健康管理・生活支援を実施。

「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージについて

本県の現状は、新規報告数等が急上昇し、最大確保病床の使用率、人口10万人当たりの全療養者数、新規報告数が「特別警戒ステージ(ステージⅣ)」の基準を上回っているところである。

これまでにないスピードで感染が拡大しており、医療体制等への負荷もさらに強まると考えられる。

こうしたことを踏まえ、「特別警戒ステージ(ステージⅣ)」にあると判断する。

判断指標		特別警戒ステージ(ステージⅣ) の基準	現在の状況 (8月5日時点)
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 入院医療	最大確保病床の使用率 ^{※1} 50%以上	最大確保病床の使用率 ^{※1} 65.1%
		入院率 25%以下	入院率 41.6%
	うち重症者用病床	最大確保病床の占有率 ^{※2} 50%以上	最大確保病床の占有率 ^{※2} 3.8%
	②療養者数	人口10万人当たりの全療養者数 30人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 40.5人 (入院+自宅+宿泊)
体制監視	③PCR等陽性率	10%以上	7.0%
感染状況	④新規報告数	25人/10万人/週 以上	32.9人
	⑤感染経路不明割合	50%以上	40.2%

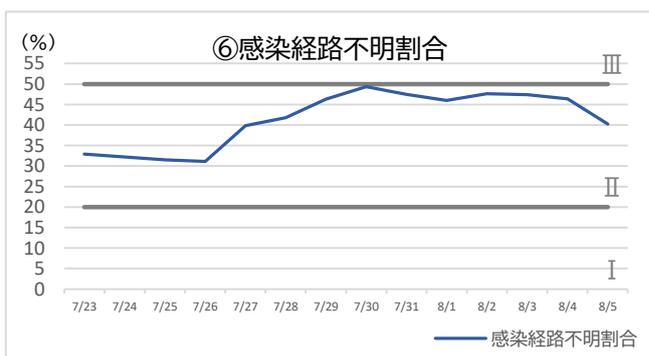
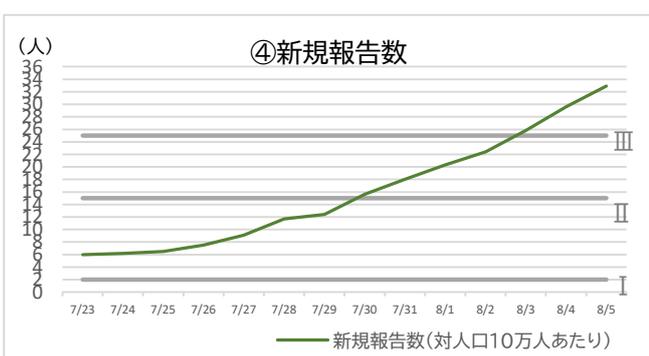
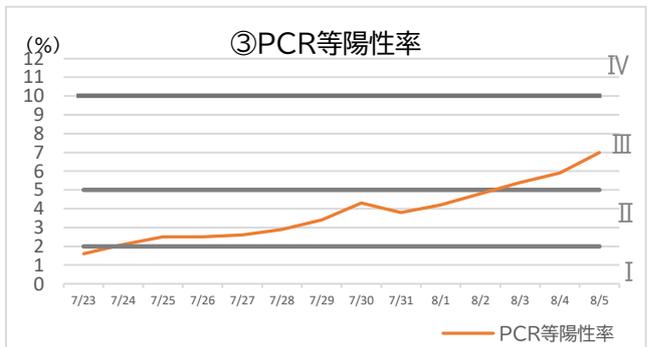
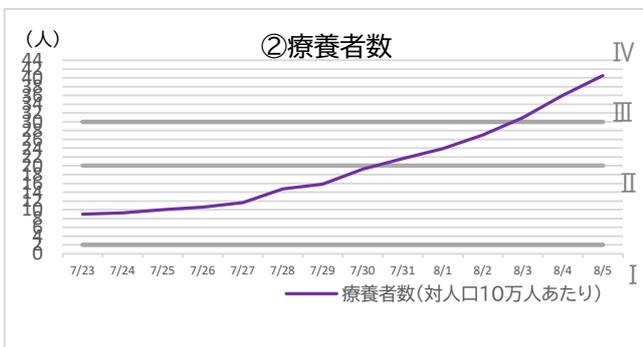
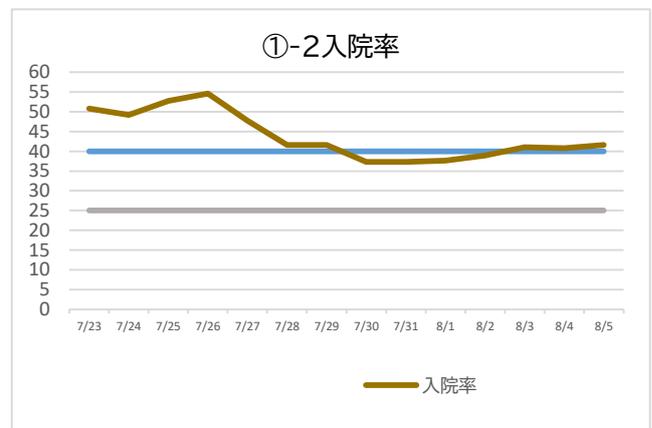
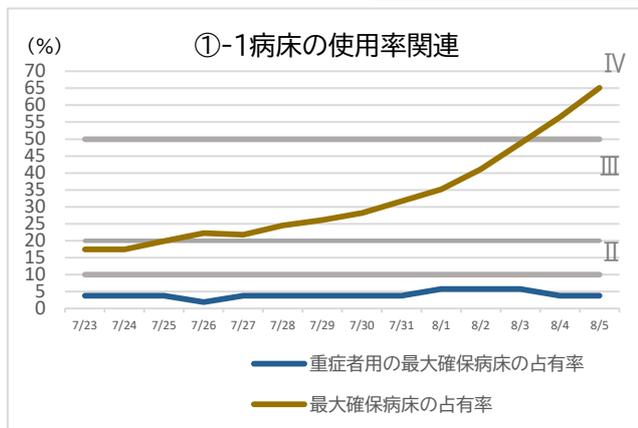
*1 「最大確保病床の使用率」は、最大確保病床の数（372床）に対する割合

*2 「うち重症者用病床の最大確保病床の占有率」は、確保計画病床の数（52床）に対する割合

【参考】

■ステージ判断指標の推移について

判断指標			ステージIII相当	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合	最大確保病床の使用率(%)	20%以上	17.5	17.5	19.9	22.3	21.8	24.5	26.1	28.2	31.7	35.2	41.1	48.7	56.5	65.1
		入院率	40%以下	50.8	49.2	52.7	54.6	47.7	41.6	41.6	37.3	37.3	37.6	38.9	41.0	40.8	41.6
		重症者用の最大確保病床の使用率(%)	20%以上	3.8	3.8	3.8	1.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	5.8	5.8	5.8	3.8	3.8
監視体制	②療養者数(人)(対人口10万人)		20人以上	9.0	9.3	10.0	10.6	11.6	14.7	15.8	19.2	21.6	23.9	27.0	30.9	36.0	40.5
		③PCR等陽性率(%)	5%以上	1.6	2.1	2.5	2.5	2.6	2.9	3.4	4.3	3.8	4.2	4.8	5.4	5.9	7.0
感染状況	④新規報告数(人)(対人口10万人)		15人以上	6.0	6.2	6.5	7.5	9.1	11.7	12.4	15.6	18.0	20.3	22.4	25.8	29.6	32.9
		⑤感染経路不明割合(%)	50%以上	32.9	32.2	31.5	31.1	39.8	41.8	46.3	49.3	47.5	46.0	47.6	47.4	46.4	40.2



■ステージ判断指標の推移について

ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標			特別警戒ステージ (ステージⅣ) 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染拡大により、公衆衛生体制および医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	警戒ステージ (ステージⅢ) クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	注意ステージ (ステージⅡ) 感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	滋賀らしい生活 三方よしステージ ~新しい生活様式の実践~ (ステージⅠ) 感染者の散発的発生および医療提供体制に特段の支障がない段階
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合	入院医療 最大確保病床の使用率	50%以上	20%以上	10%以上	10%未満
		入院率	20%以下	40%以下	—	—
	重症者用 病床	最大確保病床の使用率	50%以上	20%以上	10%以上	10%未満
		②療養者数(入院+自宅+宿泊) (人口10万人あたり)	30人以上	20人以上	5人以上	5人未満
監視体制	③PCR等陽性率		10%以上	5%以上	2%以上	2%未満
感染状況	④直近1週間の新規報告数 (人口10万人あたり)		25人以上	15人以上	2人以上	2人未満
	⑤感染経路不明割合		50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ・直近1週間と先週1週間の比較
- ・実効再生産数(Rt)

まん延防止等重点措置等 （医療体制非常事態）

- 県内全域において特別警戒の対策
- 特に県内全13市を重点措置を講じる区域として対策を強化

不要不急の外出自粛の徹底

（8月6日～8月31日）

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛
帰省・旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を！
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等の利用は控えて！

屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

（8月8日～8月31日）

重点措置を講じるべき区域（県内全13市）：5時～20時までの営業
（酒類提供停止）

その他地域：5時～21時までの営業（酒類提供20時まで）

※詳細については別紙

イベントの開催制限

（8月8日～8月31日）

人数上限の目安を5,000人に強化。開催する場合は21時まで

※規模など、詳細については別紙

テレワーク・時差出勤等の徹底

基本的な感染対策の徹底

※ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

大切な人の命を守るために、接触機会の低減にご協力をお願いします。

滋賀県の対応

	内容	時期
●	県立施設については、開館時間を短縮	(8/8~8/31)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7~8/31)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	新規販売を一時停止 (8/5~)
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止 (8/5~)
●	GoToEat <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">※事業者には、早期の認証取得を要請</div>	<ul style="list-style-type: none">引き続き新規発行の一時停止購入済の食事券等の利用もお控えください。

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター

- 設置時期: 令和3年8月6日(金) 17時~
- 開設時間: 平日 9時~17時
※8月7日(土)~9日(月祝)も設置
※8月6日(金)は、17時~21時
- 電話番号: 077-528-1341

県施設の休館状況

【令和3年8月6日更新】

施設名	所在地	電話番号	状況	休館等の期間
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設の利用禁止	8月7日～8月31日
県営都市公園・自然公園園地		077-528-4281	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプの利用禁止	8月7日～8月31日

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※休館等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

県施設の開館時間の短縮状況

【令和3年8月6日更新】

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	変更後の開館時間	開館時間短縮の期間
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00～21:00 ※注1	8月8日～8月31日
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	8:30～21:00 ※注1	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (スポーツ施設)	野洲市北桜978	077-588-3251	屋内テニスコート (夜間利用)	17:00～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (野外活動センター)	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	全館(キャンプ施設・ロッジを除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園(青年の城)			全館(宿泊室を除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
長浜バイオ大学ドーム (長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館(宿泊室を除く)	9:00～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
オセアンBCスタジアム彦根 (彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
OSPホッケースタジアム (伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	全館予約済団体のみ 利用可(個人利用不可)	9:30～20:00	8月8日～8月31日
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～8月31日

※注1 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がある場合は21時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 営業時間の短縮の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請について

令和3年(2021年)8月6日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり協力の要請を行う。

記

1 感染対策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・ 極力家族や、普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の推進

3 外出について (特措法第 24 条第 9 項、第 31 条の6第2項に基づく要請)

- (1) 対象地域 滋賀県全域
- (2) 対象期間 令和3年8月6日から8月31日まで
- (3) 要請内容
 - ・ 外出自粛の徹底(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
 - ・ 不要不急の都道府県間の移動の自粛。特に、緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来は自粛。
 - ・ 営業時間の短縮を要請している時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない。
 - ・ 営業時間の短縮要請に応じていない、飲食店等にもみだりに出入りしない。

4 イベント開催について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

- ① 対象地域 滋賀県全域
- ② 開催時間 21時まで
- ③ 対象期間 令和3年8月8日から8月31日まで
- ④ 人数上限・収容率

<基本的な考え方>

必要な感染防止策を担保した場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

収容率の目安		人数上限の目安
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 (※1)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000 人
〔 100%以内 席がない場合は適切な間隔 (密にならない程度の間隔) 〕	〔 50%以内(※2) 席がない場合は十分な間隔 (1m) 〕	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合、この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 8月8日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、8月9日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。8月9日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 営業時間の短縮について (特措法第24条第9項、第31条の6第1項に基づく要請)

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮

飲食店の皆さまに対し、以下の内容により営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から8月31日まで
- ② 対象施設

対象施設	
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配、テイクアウトサービスは除く。)
遊興施設	接待(※)を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。
結婚式場	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

③ 対象区域・営業時間短縮

営業時間短縮(酒類提供の時間)	
13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市) (第31条の6第1項)	左記以外の地域 (第24条第9項)
・ 5時から20時までの営業時間短縮 ・ (酒類の持ち込みを含む)酒類の提供の停止 ※ 飲食を主として業としている店舗においてカラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請。	・ 5時から21時までの営業時間短縮 (※酒類の提供は11時~20時)

(2) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（第24条第9項）

以下の施設について、営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日から8月31日まで
- ② 対象地域 13市(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、彦根市、長浜市、米原市、高島市)
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど		
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	20時までの営業時間短縮要請 ※1:上記に加え、入場整理等の実施	(法に基づかない協力の呼びかけ) 20時までの営業時間短縮 ※1:上記に加え、入場整理等の実施
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	20時までの営業時間短縮要請(生活必需物資を除く。)、入場整理等の実施	(法に基づかない協力の呼びかけ)20時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。)、入場整理等の実施

※入場整理等の実施:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛等

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<u>21時までの営業時間短縮要請</u> (イベント開催以外の場合は、20 時までの営業時間短縮要請) ※1:上記に加え、入場整理等の実施 ※2:オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) 21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の場合は、20 時までの営業時間短縮) ※1:上記に加え、入場整理等の実施 ※2:オンライン配信の場合は時間短縮不要
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など		
展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	<u>20 時までの営業時間短縮要請</u> (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請) ※1:上記に加え、入場整理等の実施 ※2:オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) 20 時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) ※1:上記に加え、入場整理等の実施 ※2:オンライン配信の場合は時間短縮不要
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など		

※入場整理等の実施 : 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛等

※イベント開催の人数上限等要件人数上限 5,000 人・収容率 50%等の遵守を要請する。

感染リスクが高まる

「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



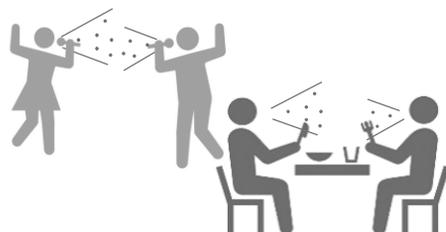
② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



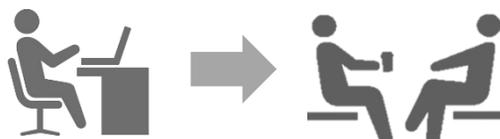
④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



飲食店等への営業時間の短縮要請と 事業者への支援について (案)

(令和3年8月6日)

目次

1. 飲食店等に対する営業時間短縮（重点措置を講じる区域）
2. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（重点措置を講じる区域）
3. 飲食店等に対する営業時間短縮（その地の地域）
4. 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等（その他の地域）
5. 飲食店等に対する協力金
6. 飲食店等以外に対する協力金
7. 酒類販売事業者に対する支援金
8. 事業継続支援金（第2期）

1 飲食店等に対する営業時間短縮等 (重点措置を講じる区域)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。(第31条の6第1項、第24条第9項)

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時～令和3年8月31日 24時
- ② 対象区域 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
- ③ 対象施設 以下のとおり

	飲食関連施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) (接待(※)を伴う飲食店、カラオケ店等の遊興施設や結婚式場で食品衛生法の飲食店営業許可を受けているものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 5時～20時までの営業時間短縮要請 ● (酒類の持ち込みを含む)酒類の提供の停止 ※ 感染状況が下降傾向となった際には、一定の条件(認証店舗等)を満たしている店舗から酒類の提供の停止の緩和を検討

※ ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。

④ 営業に際しての要請内容

要請内容
(第31条の6第1項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場をする者の整理等 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 (入場済みの方の退場を含む) ● 手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策を行うこと。 ● カラオケ設備の使用を自粛すること (※カラオケ設備については、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛を想定しており、カラオケボックス等の利用自粛を求めるものではありません。) (第24条第9項に基づく要請) <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」QRコードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (重点措置を講じる区域)

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。

【要請内容】

(1,000㎡超のみ) (第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時 ～ 令和3年8月31日 24時
- ② 対象区域 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市
- ③ 対象施設 以下のとおり
(商業施設等)

施設の種類の	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
遊技施設(第9号)	マーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンター など	20時までの営業時間短縮要請 ※1: 上記に加え、入場整理等の実施	(法に基づかない協力の呼びかけ) 20時までの営業時間短縮 ※1: 上記に加え、入場整理等の実施
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	20時までの営業時間短縮要請(生活必需物資を除く。)、入場整理等の実施	(法に基づかない協力の呼びかけ) 20時までの営業時間短縮働(生活必需物資を除く。)、入場整理等の実施

※入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛等
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること。
 ※遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法31条の6第1項に基づく要請の対象となる。

(イベント関連施設)

施設の種類の	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	21時までの営業時間短縮要請(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮要請) ※1: 上記に加え、入場整理等の実施 ※2: オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) ※1: 上記に加え、入場整理等の実施 ※2: オンライン配信の場合は時間短縮不要
集会施設等(第5号)	集会場、公会堂 など		
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	20時までの営業時間短縮要請(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請) ※1: 上記に加え、入場整理等の実施 ※2: オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) 20時までの営業時間短縮働(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) ※1: 上記に加え、入場整理等の実施 ※2: オンライン配信の場合は時間短縮不要
博物館等(第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など		

※イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。
 ※商業施設等、イベント関連施設に、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請する。
 ※入場整理等の実施: 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備使用自粛等
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること。

3 飲食店等に対する営業時間短縮

(その他の地域)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮を要請します。(第24条第9項)

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時～ 令和3年8月31日 24時
- ② 対象区域 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- ③ 対象施設 以下のとおり

	飲食関連施設	要請内容
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスは除く。) (接待(※)を伴う飲食店、カラオケ店等の遊興施設や結婚式場で食品衛生法の飲食店営業許可を受けているものを含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 5時～21時までの営業時間短縮要請(※ 酒類の提供は11時～20時) • 「もしサポ滋賀」QRコードの読み取りの呼びかけ • 感染予防対策実施宣言書の掲示 • 業種別ガイドラインの遵守

※ ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。

4 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等

(その他の地域)

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により、営業時間短縮の協力を呼びかけます(法に基づく要請ではありません)。

【協力を呼びかける内容】

- ① 対象期間 令和3年8月8日 0時 ～ 令和3年8月31日 24時
- ② 対象区域 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- ③ 対象施設 以下のとおり

(商業施設等)

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
遊技施設(第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	21時までの営業時間短縮 ※1: 上記に加え、入場整理の実施
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	21時までの営業時間短縮(生活必需物資を除く。)、入場整理の実施

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること。

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	協力を呼びかける内容
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	<p>21時までの営業時間短縮</p> <p>※1:上記に加え、入場整理の実施</p> <p>※2:オンライン配信の場合は時間短縮不要</p>
集会施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール など	
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に 供する部分に限る。)	
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、 屋内テニス場、柔剣道場、ボウ リング場、テーマパーク、遊園 地、野球場、ゴルフ場、陸上競 技場、屋外テニス場、ゴルフ練 習場、バッティング練習場、ス ポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガス タジオ など	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念 館、水族館、動物園、植物園 など	

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、呼びかけ内容を適切に判断すること。

5 飲食店等に対する協力金

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	<p>1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※)</p> <p>※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額</p>	

6 飲食店等以外に対する協力金

- 対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）
- 支給額

商業施設等、 イベント関連施設 (一部除く※) (1,000㎡超の施設)	商業施設等、イベント関連施設 のテナント、出店者
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 (10以上のテナントを所有している施設につい ては、1店舗あたり2千円/日を追加支給)	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

※ P3 イベント関連施設 表中下線の施設

7 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月	
対象者	酒類販売事業者	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社または本店があること。 ・国の月次支援金の給付決定を受けていること。 ・まん延防止等重点措置の適用による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請等に応じた飲食店との取引があること。 ・月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。 	
支給額 (上限)	中小企業	20万円/月
	個人事業主	10万円/月

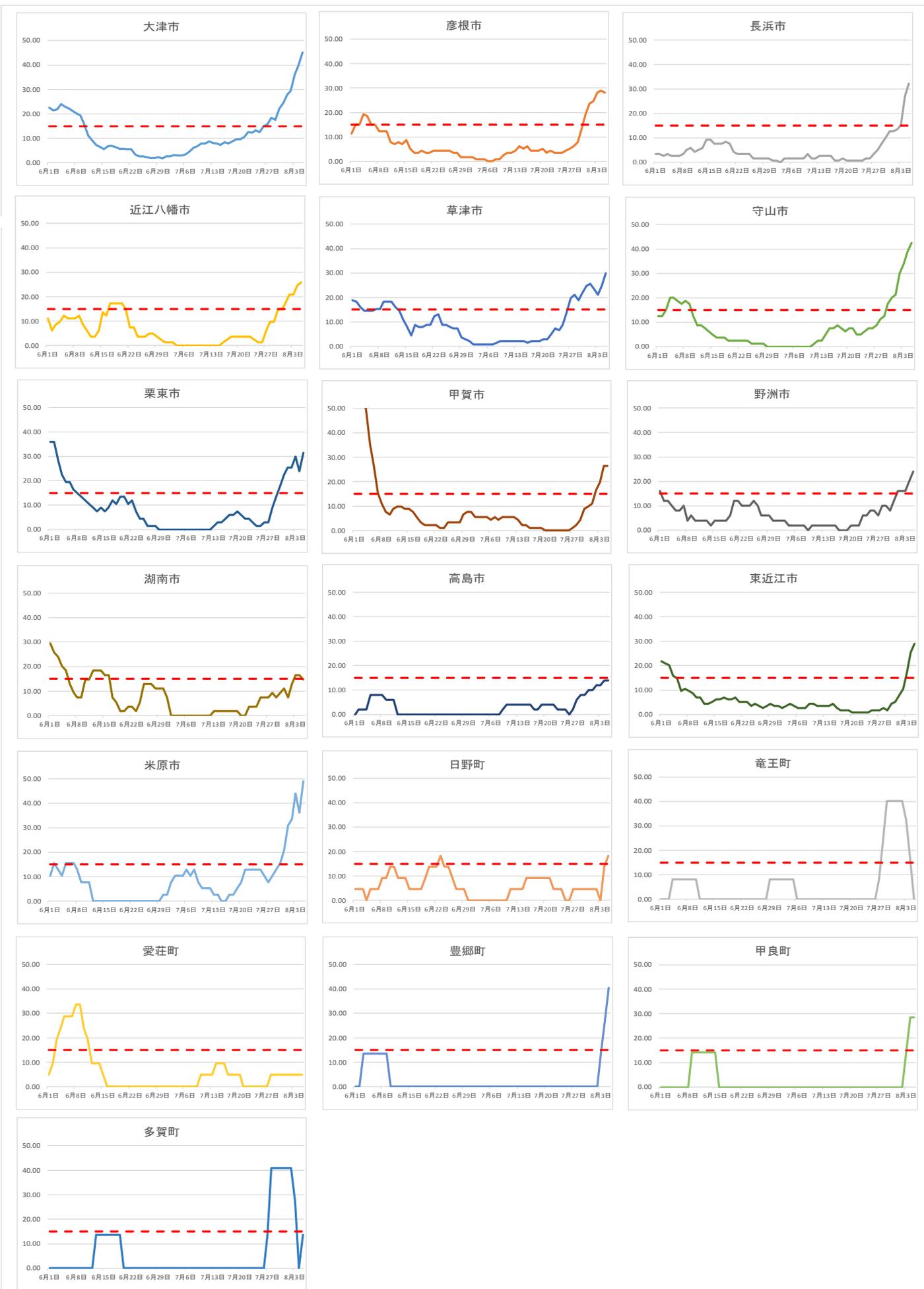
※事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可¹²

8 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等</p> <p>イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期）との併給可

【市町別 人口10万人あたりの新規陽性者数（直近7日間累計） 公表日：6/1～8/5】



1. 一般向け(高齢者含む)ワクチン接種状況

(8月4日まで ワクチン接種状況ダッシュボードから転記)

		全国	
全年代人口		1,420,948人	
	1回目	539,390回	38.0%
	2回目	380,423回	26.8%
12-39歳		428,600人	
	1回目	49,881回	11.6%
	2回目	14,214回	3.3%
40-64歳		470,649人	
	1回目	154,726回	32.9%
	2回目	47,909回	10.2%
65歳以上		365,681人	
	1回目	334,783回	91.6%
	2回目	318,300回	87.0%
		127,128,905人	
		46,490,669回	36.6%
		34,115,390回	26.8%
		48,966,126人	
		3,652,133回	7.5%
		1,211,611回	2.5%
		42,685,568人	
		11,914,264回	27.9%
		4,767,665回	11.2%
		35,486,339人	
		30,924,272回	87.1%
		28,136,114回	79.3%

2. 職域接種相談デスク相談件数および職域接種申請数

※6月25日17時で職域接種申請受付一時停止

	相談件数	申請件数
デスク設置から申請受付一時停止まで (6月8日~6月25日)	302	73
申請受付一時停止以降 (6月26日~8月5日)	148	-
総件数	450	73

※うち5件申請取下げ

3. 専門相談窓口(コールセンター)相談件数

令和3年3月1日~令和3年8月4日

総件数	手段内訳			内容内訳				
	電話	FAX	メール	接種後の副反応の相談	接種前の副反応の心配	副反応以外の医療に係る相談	その他	
日中	17,790	17,700	16	74	3,889	2,985	1,221	9,695
夜間	2,535	2,534	0	1	1,549	204	381	401
合計	20,325	20,234	16	75	5,438	3,189	1,602	10,096

※1 日中…午前9時から午後6時まで、夜間(4/12から)…午後6時から午前9時まで

※2 その他…当窓口で本来対応すべき内容ではないワクチン接種に関する苦情や接種の予約など

4. 副反応疑いの件数

8月4日まで

	副反応疑い報告数			年代別	
		うち重篤		64歳以下	65歳以上
		うち死亡			
男性	34	18	5	17	17
女性	92	26	3	60	32
不明	0	0	0	0	0
合計	126	44	8	77	49

○本県の医療機関から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に『新型コロナワクチンの接種後の副反応疑い』として報告がなされたものとして、厚生労働省から県に情報提供があったものを集計。

○ワクチン接種後には、接種と因果関係のない偶発的な事象も生じるが、因果関係が不明な場合も含めて、副反応を疑う事例として広く収集し、評価の対象としている。
※死亡の8例すべてについて、医療機関からはワクチン接種との因果関係が評価不能と報告されている。

県広域ワクチン接種センター運営状況

月日	接種人数(単位:人)												要看護件数(単位:人)								
	南部				北部				計				南部		北部		計				
	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種		計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種		計	予約者 へ接種	キャンセル 余剰分接種		計	看護件数	症状	看護件数	症状	看護件数				
		うち 県職員	うち 県職員			うち 県職員	うち 県職員			うち 医師 対応	うち 医師 対応							うち 医師 対応			
7月10日 ~16日	2,990	37	(34)	3,027	1,894	46	(29)	1,940	4,884	83	(63)	4,967	17	(15)		11	(5)		28	(20)	
7月17日 ~23日	3,416	59	(58)	3,475	2,273	17	(15)	2,290	5,689	76	(73)	5,765	24	(14)		7	(6)		31	(20)	
7月24日 ~30日	3,134	58	(52)	3,192	1,954	61	(52)	2,015	5,088	119	(104)	5,207	13	(10)		18	(16)		31	(26)	
7月31日	土	453	7	(7)	460	283	7	(7)	290	736	14	(14)	750	2	(2)	めまい、発疹	5	(4)	気分不良	7	(6)
8月1日	日	275	5	(5)	280	148	2	(2)	150	423	7	(7)	430	2	(2)	気分不良	1	(1)	気分不良	3	(3)
8月2日	月	291	8	(8)	299	132	8	(8)	140	423	16	(16)	439	1	(1)	吐き気	1	(1)	手の痺れ	2	(2)
8月3日	火	216	3	(2)	219	103	7	(6)	110	319	10	(8)	329	0	(0)		0	(0)		0	(0)
8月4日	水	105	5	(5)	110	113	7	(7)	120	218	12	(12)	230	0	(0)		1	(0)	頭痛	1	(0)
8月5日	木	125	6	(6)	131	105	5	(5)	110	230	11	(11)	241	0	(0)		0	(0)		0	(0)
		11,005	188	(177)	11,193	7,005	160	(131)	7,165	18,010	348	(308)	18,358	59	(44)		44	(33)		103	(77)

広域ワクチン接種センター行程表

令和3年8月6日
ワクチン接種推進室

- ・第5波による急速な感染拡大を受け、早期にワクチン接種を希望される方が発生すると予想される。
- ・第1弾・第2弾の対象者のうち希望される方の多くは、8月中に1回目の接種が終了する見込み。

- ・一般接種(16歳以上の県内居住者)を9月上旬より開始する。(第1弾・第2弾の対象者には8月中までの予約を推奨)
- ・市町の予約状況も勘案しつつ、11月下旬にセンター終了を予定する。

対象	月	7月				8月				9月				10月				11月				
	日	10	17	24	31	7	14	21	28	4	11	18	25	2	9	16	23	30	6	13	20	27
	週	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第1弾										○												
教職員・警察		○																				
福祉施設職員			○																			
柔道・あん摩等				○																		
第2弾					○																	
一般接種														○								

一般接種開始を広報

一般接種開始(優先接種終了)

センター終了

※予約状況により各会場の接種体制の見直しを図る。